

飯能市中小企業小口資金利子助成金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が減少した市内事業者のうち、埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金において無利子とならない事業者の資金繰りを支援するため、飯能市中小企業小口資金融資制度において融資限度額を引き上げるとともに、利子の助成を行います。

対象事業者

飯能市中小企業小口資金融資の対象となり、埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金において無利子の融資が受けられない小・中事業者（個人事業主を除く）。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ)	当初3年間金利ゼロ (4年目以降1.5%以内) 保証料ゼロ	当初3年間金利ゼロ (4年目以降1.4%以内) 保証料ゼロ
小・中規模事業者 (上記を除く)	金利1.5%以内 保証料0.425%	

支援内容

- ①融資限度額の引上げ
1,250万円⇒2,000万円
- ②利子の助成
最初の1年間の利子支払額を全額補助

支援要件

セーフティネット保証5号認定の対象となること。

※売上高の減少率が15%以上の場合、埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金において無利子となるため、対象外となります。

融資取扱期間

令和2年6月15日(月)～令和2年10月30日(金)の融資申込分

申請書類

- ①飯能市中小企業小口資金融資の申込に必要な書類一式
- ②売上の減少に関する証明書兼誓約書

※様式は、ホームページからダウンロードできるほか、市役所産業振興課にもおいてあります。

申込方法

必要書類を揃えて市役所産業振興課に提出。

申込から利子助成金交付までの流れ

裏面をご覧ください。

<融資の申込から利子助成金交付までの流れ>

1. 取扱い金融機関へ融資内容の相談



2. 飯能市中小企業小口資金融資の申込み



3. 市から融資のあっせん決定通知



4. 金融機関・保証協会の審査後、融資の実行



5. 融資の実行確認後、市から申込者に対し、利子助成金申請書と請求書の送付



6. 取扱金融機関の証明を受けて市に利子助成金の申請、請求



7. 書類審査後、利子助成金の交付

※貸付から1年経過した後、市から取扱い金融機関に返済状況について確認をします。

※返済に遅れが生じている場合は、利子助成金の一部返還をしていただくこととなりますので、予めご了承ください。